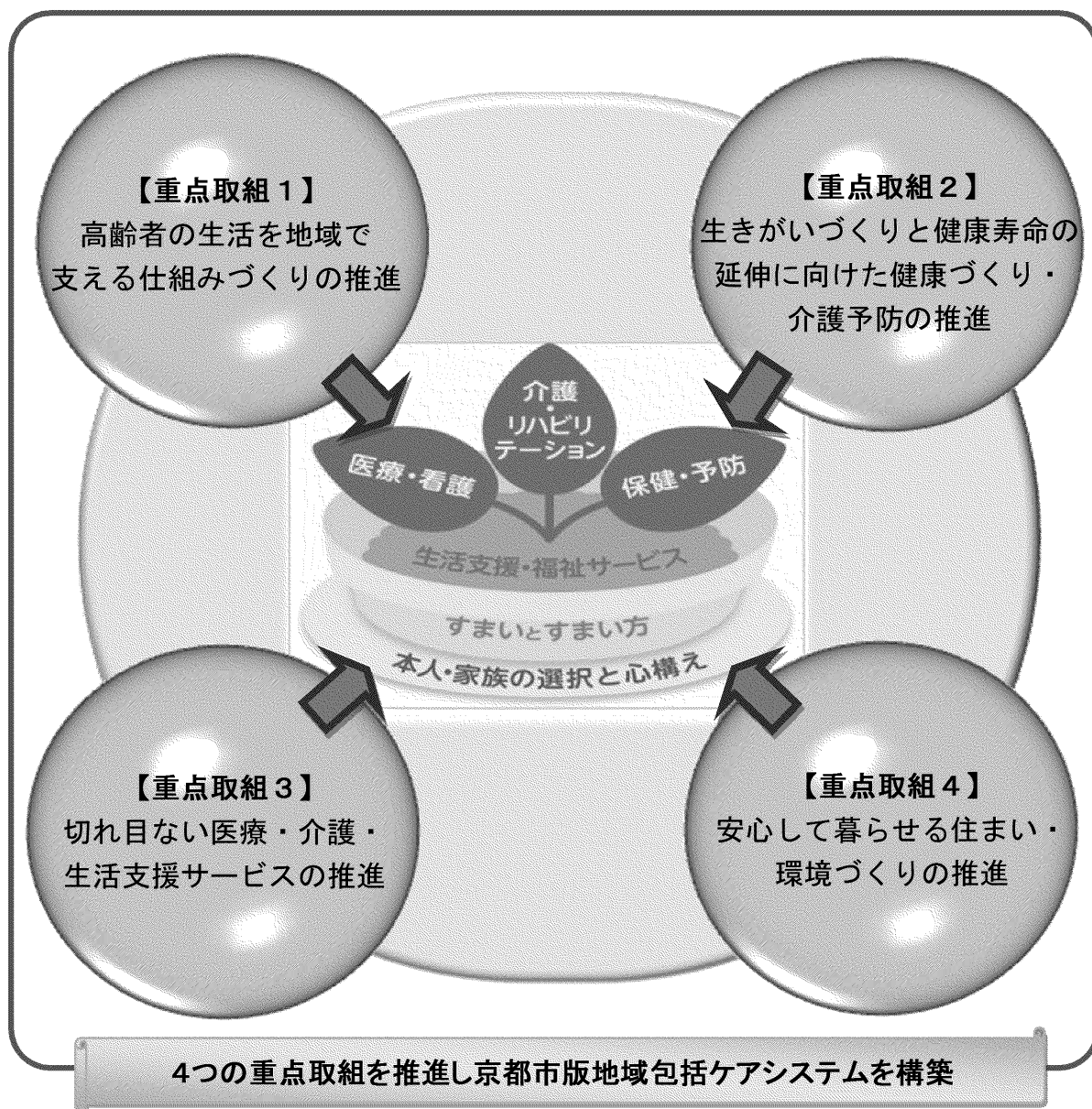


第5章 重点取組ごとの施策・事業

第6期プランでは、平成37年を見据えて「京都市版地域包括ケアシステム」を構築するため、4つの重点取組の下、第5期プランに掲げる施策・事業の継続・見直しや、新たな施策・事業の展開に取り組めます。第6期プランの施策・事業数は167項目となり、うち新規は36項目、充実は18項目となります。

■ 4つの重点取組



重点取組 1：高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進

《取組方針》

医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組み、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進めていきます。

また、認知症高齢者の増加に対応していくため、認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた取組を進めるとともに、認知症の人の状態に応じて適切なサービスが受けられるよう、認知症の人と家族を支える取組を積極的に進めていきます。

今後とも、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者が増加していく中、高齢者が孤立することなく、地域との絆でつながりながら、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づいて培われてきた京都の地域力を生かし、見守りをはじめ地域全体で世代を超えて高齢者の暮らしを支援する仕組みづくりを進めていきます。

1 地域での支援ネットワークの強化

(1) 地域ケア会議の充実

《取組内容》

- これまで、基本的に個別ケースへの支援方針や地域における見守り活動の検討を中心に学区ごとに実施してきた地域ケア会議について、地域の医療機関をはじめとする関係機関の参画を得て、地域課題の発見及び解決に向けた検討を行う機能を、日常生活圏域レベル、区・支所レベル、市レベルまでの各階層で有効に発揮できるよう、既存の会議に加え、新たに日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を設置し、地域ケア会議の全体構成を機能別、エリア別に再構築のうえ、実施します。
- 地域ケア会議に、地域の医療機関をはじめとする関係者に参画いただくことで、医療と介護をはじめとする多職種協働を推進し、個別支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域で必要とされているサービスの把握や対応等につなげていきます。

《施策・事業》

- 新たな体系での地域ケア会議の推進《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進《新規》
- インフォーマルサービスなど地域課題への対応《新規》

【参考】地域ケア会議の推進

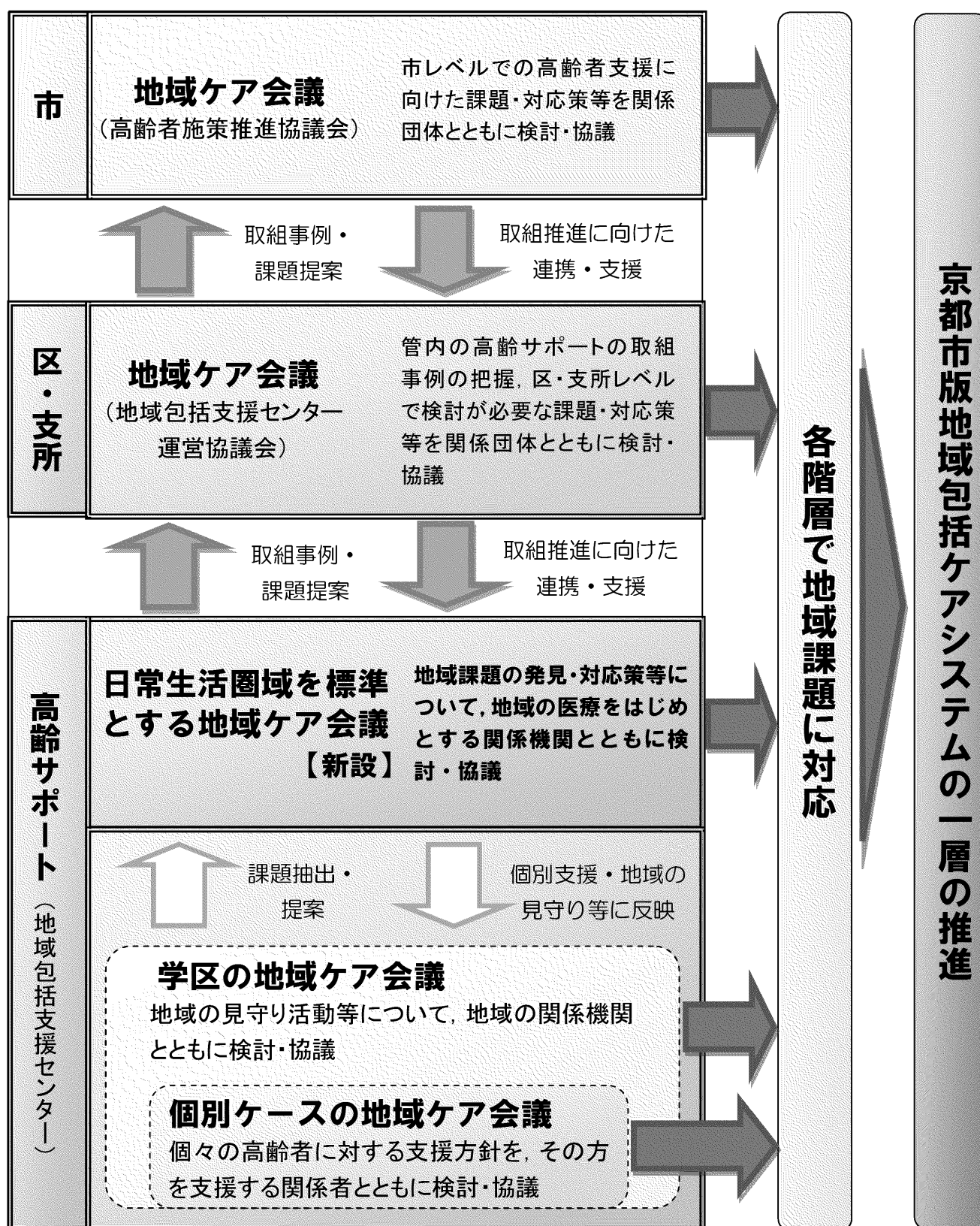
平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「地域ケア会議の推進」が掲げられています。

各市町村においては、平成27年4月には、適切な支援を図るための検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討を行う「地域ケア会議」を設置することとされています。

本市においては、これまでから見守り活動等、個々の方への支援を中心とする学区を単位とした地域ケア会議をはじめ、区域や市域を単位とした地域ケア会議において、高齢者の支援や地域のネットワークの構築に取り組んでいます。

平成27年度からは、これらに加えて、新たに日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を設け、個別支援を起点として、地域のネットワーク構築や、地域・市域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組んでいきます。（74ページの図参照）

■ 地域ケア会議の体系



（２）高齢サポートの機能の充実

《取組内容》

- 再構築後の地域ケア会議を実効性のあるものとしていけるよう、その推進役としての役割を担う高齢サポートについて、現行の初任者・現任者研修等に加え、新たに管理責任者（センター長）を対象に研修を実施するなど、機能の充実及び運営の質の維持・向上に取り組みます。また、「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年に向けて高齢化が一層進展することが見込まれていることから、それに対応できる高齢サポートの運営体制の適正化について検討します。
- 大学と連携し、高齢サポートによるひとり暮らし高齢者への訪問状況、相談・支援内容やニーズについて、GISシステムを活用し、様々な条件を組み合わせた分布図の作成をはじめ、関係機関との情報共有の下、地域での課題解決に向けた取組を推進することを目的とした調査研究を試行実施します。
- 高齢者の身近な相談窓口である高齢サポートの認知度を高めるため、高齢者を中心に広く地域全体に情報発信します。

《施策・事業》

- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上《新規》
- 高齢者人口の増加等に対応した高齢サポートの運営体制の適正化《新規》
- GIS活用による高齢サポートの高齢者支援に向けた調査研究の実施《新規》
- 高齢サポートの情報発信の推進

（３）地域での相談・見守り体制の充実

《取組内容》

- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談・援助活動を推進します。
- 地域住民や団体が主体となって運営する高齢者の居場所づくりについては、地域とのつながりの中で、高齢者の孤立化や閉じこもりの防止、認知症の早期発見や進行防止等により一層資するものとなるよう、取組事例集の作成や、運営主体間の情報共有、関係機関との連携等、質的な底上げと多様化に取り組みます。
- 現在提供されている生活支援サービスの種類や量について、全市的な調査を行うとともに、調査により把握したフォーマル・インフォーマル資源の情報について、地域ケア会議等の場における関係者間での共有や地域への情報提供を

行います。また、様々な媒体を活用し、保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種サービスの情報を総合的に提供します。さらに、長寿すこやかセンターにおける「認知症の人の介護家族交流会」や、地域で活動している介護家族の会など交流や情報交換の場について積極的に情報提供します。

- 高齢又は障害のある外国籍市民の方で、言葉や文化等の問題で、情報を入手しにくかったり、必要な保健福祉サービスが利用できない方を対象に、情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対する助成を行います。
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的な地域活動を支援します。
- 「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」に基づき、「コミュニティソーシャルワーク（地域支援・生活支援）」の強化・推進を図る「地域あんしん支援員設置事業」の導入により、福祉的課題があるが制度の狭間にある方や、制度への申請を拒否する方、そして社会的孤立を象徴する、いわゆるごみ屋敷の問題等の困難な事案への対処等、地域の様々な専門機関が持つ力を結集させ、支援機能を強化する取組等を進めます。また、地域における高齢者の支援等、地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域、区域、学区域で重層的な事業の展開が図れるよう支援します。
- 地域住民や学生等による高齢者等を対象とする福祉ボランティア活動や市民活動を支援するため、福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで、その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。また、大学やNPO等が主体となり高齢者を対象に実施する生活支援サービスについて、こうした生活支援が更に広がっていくよう、現在、取組を進める大学、NPO等の活動に関する情報提供等に取り組みます。

《施策・事業》

- 地域における見守り体制の推進
- 民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 身近な居場所づくりの充実《充実》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供《充実》
- 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づく取組の推進
- 「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」の推進《充実》
- コミュニティソーシャルワークの強化・推進《新規》
- 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援
- 大学・大学生やNPO等との連携の推進《新規》

【数値目標】

目標指標	平成26年度（見込み）	平成29年度
居場所設置数（累計）	232箇所	400箇所

※ 平成29年度までに、元学区に概ね2箇所の設置を目標とする。

（４）世代を超えて支え合う意識の共有

＜取組内容＞

- 市民すこやかフェアなどを通じて、多世代が交流できる機会づくりに努め、世代間交流の重要性について啓発します。また、高齢者福祉施設と児童館をはじめとした児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でネットワークづくりを進め、長寿社会への理解を促します。
- 高齢者どうし、また、高齢者と若者や子どもたちとの世代を超えた交流を推進するため、地域住民や団体が主体となって運営する身近な居場所づくりを推進します。また、学校ふれあいサロン等の学校施設の活用や学校ふれあい手づくり事業において世代間交流を促進するとともに、地域住民の方を地域教育サポーターに委嘱し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図るなど、世代間交流や地域コミュニティに資する取組を推進します。さらに、子どもから高齢者までの多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備を進めるとともに、市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場として、平成27年4月から、市営住宅の住戸を大学が借上げ、そこに学生が居住するとともに、大学が「地域連携支援センター」の分室を設置・運営し、子育て世帯や高齢者の支援等を行うことで、住民との協働により団地の活性化に資する取組を推進します。
- 児童・生徒・青少年が、高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育・ボランティア学習の推進やボランティア体験活動にふれる機会を充実させます。また、中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施します。
- 多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。
- 本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」に基づき、高齢者問題を含むあらゆる人権課題について、より多くの市民の関心・理解が高まるよう、様々な啓発事業を実施し、人権文化の息づくまちづくりを更に推進します。

＜施策・事業＞

- 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた

交流機会の拡大

- 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 身近な居場所づくりの充実（再掲）《充実》
- 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進
- 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進

- 市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備《充実》
- 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施
- 敬老記念品贈呈事業の実施
- 「京都市人権文化推進計画」に基づく事業の推進

2 認知症等の要援護高齢者支援の充実

（１）権利擁護の推進

《取組内容》

- 高齢者の権利擁護に関する様々な制度が広く市民に理解され、その利用が促進されるよう、パンフレット等の作成・配布や成年後見等を行う家族等への研修を実施します。また、権利擁護に関わる関係行政機関及び民間団体等で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」の運営や、高齢者の権利擁護推進や認知症高齢者等の専門機関である長寿すこやかセンターにおいて一般相談や弁護士等による専門相談を実施し、権利侵害について関係機関と連携を図りながら解決に努めます。
- 長寿すこやかセンター内に設置した「成年後見支援センター」において、成年後見制度の普及啓発、相談対応、手続きに係る支援など、ワンストップサービスを提供するとともに、市民後見人を養成します。また、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で生活するうえで必要な福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、事業の実施主体である社会福祉協議会と連携し、取組を推進します。なお、これらの取組を一層推進するため、長寿すこやかセンターの事業の再編について検討します。
- 身寄りのない重度の認知症高齢者等で成年後見制度の利用が必要な場合には、市長による後見開始の申立を行うとともに、経済的困窮者を対象として申立費用及び後見人報酬に対する助成を行い、制度の利用を支援します。
- 虐待の早期発見と早期対応を目的として、地域の見守りや関係者の連携支援体制の強化のため、早期発見・見守りの役割を担う地域の関係者や、区役所・支所、高齢サポート、医療機関や介護サービス事業者等のネットワークづくりを進

めるとともに、区役所・支所と高齢サポートが中心となり、医療機関、警察等の地域の関係機関とも連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援します。

- 虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、老人福祉法におけるやむを得ない事由による措置を活用した、緊急一時保護体制である緊急入所システムや短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）、高齢者虐待シェルター確保事業等により、高齢者の安全を確保します。
- 施設・事業所職員に対するケアの技術向上や虐待に関する研修を実施し、施設・事業所内での虐待の防止に向けた職員の資質向上に取り組むとともに、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成や講演会、また、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する虐待防止のための研修会等を開催します。また、施設に対する監査等を通じて、虐待防止に向けた必要な指導等を行うとともに、虐待等の通報があった場合には、施設等に対して速やかに事実確認を行い、適切に対処します。

《施策・事業》

- 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 成年後見支援センターにおける成年後見制度の普及・啓発及び市民後見人の養成
- 市長申立てなど成年後見制度の利用促進
- 日常生活自立支援事業の推進
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保
- 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 虐待に関する周知・啓発、研修会等の実施

【数値目標】

目標指標	平成26年度（見込み）	平成29年度
市民後見人の成年後見人等 受任件数（累計）	18件	65件

※ 各年度概ね15件の受任を目標とする

(2) 認知症施策の推進

《取組内容》

- 区役所・支所，高齢サポート，医師会等が連携し，認知症の人の生活を医療と介護が一体となり支援する認知症ライフサポートモデルの考え方に基づく「京都市版認知症ケアパス」の地域での活用が進むよう，普及・啓発を図ります。
- 地域ケア会議に，地域の医療機関をはじめとする関係者に参画いただくことで，医療と介護をはじめとする多職種協働を推進します。また，認知症の人の診療に習熟し，かかりつけ医への助言その他支援を行い，専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役となる認知症サポート医について，高齢サポート数と同等の人数を確保するため，年次的に増員を図るなど，地域の医療機関と介護機関との連携の更なる強化と認知症医療体制の充実を図ります。
 - 認知症疾患医療センター，地域の医療機関及び介護サービス事業者等の関係機関との連携を図る認知症地域支援推進員を配置し，関係機関の連携を推進します。また，医療と介護の連携のもと，認知症の人やその家族に対する個別訪問を実施し，適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置などにより，認知症の初期の段階から適切な支援につなげられる体制の充実を図ります。
- 徘徊時の早期発見や事故の未然防止のため，徘徊模擬訓練や，身近な地域での早期対応ネットワークづくりを支援し，京都府・京都府警察や府内市町村との連携により，広域での行方不明時早期発見ネットワークの運用と併せて，徘徊しても安全に自宅等に戻れる地域づくりを進めます。
- 若年性認知症の人を支援するため，高齢者福祉，障害保健福祉，保健医療の担当部署及び若年性認知症の相談窓口である長寿すこやかセンターにより構成する若年性認知症支援連携プロジェクトチームを中心に，若年性認知症の人や支援者等との意見交換会の実施や，障害分野と介護分野で相互に活用できる制度・サービス等について学べる研修の検討・実施をはじめ，支援機関の連携・協力体制の確立・強化に取り組みます。
- 認知症に対する誤解や偏見をなくすとともに，認知症になっても尊厳をもって，できる限り住み慣れた地域の中で，よい環境の下，安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを一層推進するため，認知症あんしんサポーターの更なる養成や，認知症や介護に関する知識を更に高める「認知症あんしんサポーターアドバンス講座」を実施します。また，長寿すこやかセンター，こころの健康増進センター，高齢サポート等において認知症に関する相談事業を推進します。
- 保健センター・支所が実施する健康教育の中で，認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の生活習慣病の予防に関する知識についての普及・啓発

を図ります。また、保健センター・支所の精神保健福祉相談員や保健師が実施する地域精神保健福祉活動の中で、必要に応じて認知症の人がいる世帯に対して訪問し適切な医療につなぐなど、医療機関との連携を図り、必要な指導・助言を行います。

- 認知症介護関係者やその指導的立場にある者に対して、認知症の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症ケア技術の向上を図るとともに、市民に対しては、長寿すこやかセンターにおいて、認知症をはじめ、介護に関する基礎的な技術や知識に関する講座を開催し、認知症をはじめとした介護に関する市民への理解の普及を進めます。

＜施策・事業＞

- 認知症ライフサポートモデルに基づく認知症ケアパスの普及・活用＜新規＞
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進（再掲）＜新規＞
- 認知症医療体制の充実＜充実＞
- 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進
- 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応の充実＜新規＞
- 認知症等の徘徊対応の仕組みづくり＜新規＞
- 若年性認知症（※）施策の推進＜新規＞
 - ※ 65歳未満で発症した認知症の総称
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施
- 長寿すこやかセンター等による認知症に関する相談事業の推進
- 認知症の一因とされる生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発
- 認知症の人がいる世帯への訪問指導の実施
- 施設・事業所の認知症ケア技術の向上
- 市民のための介護講座の実施

【数値目標】

目標指標	平成26年度（見込み）	平成29年度
認知症サポート医養成者数（累計）	34人	61人

※ 平成29年度までに、本市の61箇所の高齢サポート数と同等の規模で養成することを目標とする。

目標指標	平成26年度（10月末）	平成29年度
認知症あんしんサポーター養成者数（累計）	55,936人	80,000人

※ 各年度7,500人の養成を目標とする

【参考】認知症施策の推進について

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「認知症施策の推進」が掲げられています。

各市町村においては、平成30年4月には、原則として次の事業項目を総合的に実施することが求められます。

- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 認知症地域支援推進員設置事業
- ③ 認知症ケア向上推進事業

本市においては、認知症地域支援推進員を配置し、医療、介護、生活支援サービスが有機的に連携した地域ネットワークの構築に取り組んでいます。また、認知症の症状の程度を簡易に自己診断できる認知症セルフチェックシートや認知症の本人の状態に応じた適切な医療と介護のサービス提供の流れを示す「京都市版認知症ケアパス」の作成など、認知症の早期発見・早期相談・早期診断による連続性を重視した支援を総合的に推進しています。

第6期プラン計画期間においては、国の新オレンジプランを踏まえつつ、認知症初期集中支援チームの設置などによる認知症の初期段階での対応の充実や、認知症ライフサポートモデルに基づく認知症ケアパスの普及・活用、認知症ケア向上に資する研修等に取り組んでいきます。

（３）ひとり暮らし高齢者等支援の推進

《取組内容》

- 高齢サポートの専門職員によるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業について、引き続き、訪問活動を通して、高齢者を取り巻く地域の関係機関等が連携し、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図るとともに、今後ますます増加・多様化する高齢者のニーズを的確に把握・対応できるよう、これまでの事業の実施状況を分析のうえ、今後のあり方を検討します。
- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等の相談・援助活動を更に推進します。【再掲】
- すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）が行っている、安否確認を兼ねた会員訪問や、話し相手となるなどの友愛活動が更に広がっていくよう支援します。
- 緊急の事態が発生したときに、通報装置の緊急ボタンを押すと消防指令センターに通報され、救急車等が駆け付けるとともに、相談ボタンを押すと看護師などの資格を有する専門の相談員による保健・健康に関する相談が受けられるあんしんネット119（緊急通報システム）の運用を推進します。

《施策・事業》

- ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進《充実》
- 地域における見守り体制の推進（再掲）
- 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進（再掲）
- すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）による在宅福祉を支える友愛活動への支援
- あんしんネット１１９（緊急通報システム）事業の推進

重点取組２：生きがいくくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《取組方針》

高齢者の生きがいくくりや社会参加を支援するとともに、高齢者自身の介護予防にも役立てていただくため、高齢者の知恵や経験、技能が社会の様々な分野で生かされるよう支援することで、元気な高齢者の増加に取り組み、高齢者自身が健康や豊かさを実感できるよう取組を進めていきます。特に、元気な高齢者をはじめとする地域住民が、高齢者に対する生活支援サービスの担い手として、また子育て支援など地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりを進めていきます。

併せて、日常的に介護を必要とせずに自立して生活できる期間である健康寿命を平均寿命に近づけるよう、また要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、自主的な健康づくりや介護予防の普及啓発等の取組を進めていきます。

更に、平成２７年度の介護保険制度改正により創設される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新しい総合事業」という。）について、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、事業スキームの構築や市民の皆様及び事業者への十分な周知等に取り組み、円滑に事業を進めていきます。

１ 生きがいくくり・担い手づくりの推進

（１）生きがいくくりの推進

《取組内容》

- ６０歳代、７０歳代をはじめとする多くの高齢者は、要支援・要介護状態に至っておらず、地域での社会参加の機会を増やしていくことは、高齢者の生きがいくくりや介護予防にもつながっていきます。高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって、高齢期を過ごしていただけるよう、市民すこやかフェアの開催や、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への代表団派遣、市バス・地下鉄等の敬老乗車証の交付をはじめ、高齢者の社会参加の促進につながる事業を実施します。
- 敬老乗車証制度については、より多くの方に利用していただき、かつ将来にわたって持続可能な制度とする観点からとりまとめられた京都市社会福祉審議会の答申等に基づき、ＩＣカード化を前提に、現役世代を含む市民の皆様や交通事業者の理解が得られるものとなるよう、制度構築を進めます。
- 地域住民や団体が主体となって運営する高齢者の居場所づくりについては、地域とのつながりの中で、高齢者の孤立化や閉じこもりの防止、認知症の早期発見や進行防止等、より一層事業目的に適ったものとなるよう、取組事例集の

作成や、運営主体間の情報共有、関係機関との連携等、質的な底上げと多様化に取り組みます。【再掲】

- 生きがいつくりと介護予防を支援するため、老人福祉センターをはじめとする生きがいつくり支援施設を運営し、活動の場を提供します。また、生きがいつくり支援施設については、利用者のニーズや社会情勢の変化等を踏まえて、今後の高齢者の生きがいつくりや介護予防等に資する施設のあり方等を引き続き検討します。
- 市内で開催されるイベントや講演会、展覧会等の情報をインターネットで発信する「京（みやこ）まなびネット」や、自主的グループの立上げ支援や活動内容をインターネットで発信する「高齢者仲間づくり支援事業」など、多様な社会参加・生涯学習等の機会の情報を提供します。
- 「第2期京都市市民参加推進計画」に基づき、参加と協働により、豊かで活力ある地域社会を実現するため、制度の趣旨に沿った取組を着実に推進します。平成27年度には計画の中間見直しを行い、改訂版を策定して、改訂計画に基づいた取組を推進します。

《施策・事業》

- 高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施
- ICカード化を前提とする新たな敬老乗車証の制度構築《新規》
- 身近な居場所づくりの充実（再掲）《充実》
- 身近な地域での活動等の場の提供
- 生きがいつくり支援施設のあり方の検討
- 多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保
- 自主的グループの活動支援と情報提供
- 「第2期京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進《充実》

（2）就労支援・担い手づくりの推進

《取組内容》

- 「団塊の世代」が高齢期を迎え、元気な高齢者が増加していることから、高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かすことのできる臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターの会員数や就業機会の拡大に向けた支援はもとより、企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援等を通じて、生涯現役で社会貢献できる環境づくりを推進します。
- ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、今後ますます電球の交換や掃除、ごみ出しなどの日常生活上の細々とした困りごとへの支援の必要性が増加していくことから、元気な高齢者をはじめとする地域住民等が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え手として活

躍できるための仕組みづくりに取り組むとともに、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の設置などを通じて、多様な生活支援サービスが提供される地域づくりを進めます。

- 働くことを希望する高齢者が就業できるよう、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持・確保に努め、「知恵産業」の創造支援など、市民生活を支える雇用の創出を図ります。

《施策・事業》

- シルバー人材センター事業の推進
- 企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援
- 高齢者支え合い担い手づくり事業の推進《新規》
- 生活支援コーディネーターの設置などによる多様な生活支援サービスの提供《新規》
- 働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進

(3) すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）の活動の充実

《取組内容》

- 高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行う「すこやかクラブ京都」のリーダーの育成や若手会員の加入促進、ボランティア活動の推進等を通じた活動内容の充実や会員拡大に向けた活動の活性化に対して支援を行います。

《施策・事業》

- すこやかクラブ京都の三大運動（健康づくり・介護予防活動、在宅福祉を支える友愛活動、奉仕活動）等の推進
- すこやかクラブ京都の活性化

2 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 健康づくりの取組の推進

《取組内容》

- 「健康長寿のまち京都」の実現のために、山紫水明の豊かな自然環境・伝統・文化を生かした「歩くまち・京都」の取組、全国に類を見ないボランティア組織である体育振興会等に支えられる「スポーツの絆が生きるまち」、住民自治や支え合いの精神が息づく「京都の市民力、地域力」など、本市がこれまで培ってきた強みや社会資源を活用しつつ、「健康寿命の延伸」をキーワードとして、

あらゆる関係施策を推進し、市民ぐるみ、地域ぐるみで効果的な健康づくりを推進します。

- 京都の地域力を生かし、地域の身近な仲間からの働きかけを広げるため、地域で率先して健康づくりや食育の活動を推進する市民ボランティアの養成及び活動支援に取り組むとともに、要介護状態や寝たきりになることを防ぎ、健康寿命を延伸するため、ロコモティブシンドローム予防に着目した運動プログラムの普及等を通じて、日頃から身体を動かす習慣づくりを推進します。
- 身近な地域で気軽に参加できる健康づくりの場として利用できるよう、公園の再整備事業に当たっては、健康遊具やウォーキングコースの設置など、子どもからお年寄りまで多世代が憩える場としての環境整備を進めます。
- 保健センター・支所において、健康づくりに関する各種教室や各種がん検診をはじめとする健診事業等、市民の皆様への運動、口腔保健、禁煙、がん予防、食生活改善等の施策を推進するほか、排尿障害など、閉じこもりや寝たきりにもつながりやすい加齢に伴う身近な健康問題について、関係機関と連携し、正しい知識の普及啓発等を進めます。
- 歯と口の健康は、誤嚥性肺炎、糖尿病等の生活習慣病などの全身の健康と密接に関係していることから、その予防のため、「京都市口腔保健支援センター」と各区の「口腔サポートセンター」と連携した口腔ケアの取組の一層の推進により、口腔機能の維持・向上を図ります。
- 保健センター・支所やこころの健康増進センターにおける精神保健福祉相談において、個別に相談に応じるとともに、こころの健康づくりについて正しい知識の普及・啓発や高齢者を含む自殺予防の取組等を進めます。
- 生活習慣病につながる危険性の高いメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・後期高齢者健康診査を実施します。
- 市民の皆様へのいのちと健康を守るため、インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種を実施します。

《施策・事業》

- 「歩くまち・京都」や「スポーツの絆が生きるまち」等の施策の融合による総合的な健康寿命延伸の取組の推進《新規》
- 保健センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進
- 地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援
- ロコモティブシンドローム予防など健康づくりの推進《新規》
- 子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進（再掲）
- 保健センター等における健康教育やがん検診等の推進
- 口腔ケアの推進

- 高齢者のこころのケアの推進《充実》
- 特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施
- インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施

【数値目標】

目標指標	平成23年度	平成29年度
日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合【65歳以上】	男性 57.6% 女性 54.6%	男性 63% 女性 60%

※ 京都市民健康づくりプラン（第2次）に基づき、現状値（平成23年度）から5年間で5%増加を目標とする。

目標指標	平成23年度	平成29年度
運動習慣者（30分・週2回の運動を1年以上継続している者）の割合【65歳以上】	男性 52.1% 女性 41.5%	男性 58% 女性 47%

※ 京都市民健康づくりプラン（第2次）に基づき、現状値（平成23年度）から5年間で5%増加を目標とする。

（2）介護予防の取組の推進

《取組内容》

- 自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが実施できるよう、高齢サポートへの助言・指導を行います。
- 地域介護予防推進センターが、高齢者に身近な地域の会場（老人福祉センター、身近な居場所、学校の余裕教室等）において、二次予防事業対象者向けの介護予防サービス（通所型介護予防事業：運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の維持向上等）を提供するとともに、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供します。
- 介護予防に関して地域全体が関心を持ち合えるようなコミュニティを形成していくため、様々な機会を捉えて介護予防に関する情報を発信するとともに、高齢者の身近な活動拠点に、高齢サポートや地域介護予防推進センターの保健師等専門職を派遣し、認知症予防や運動機能の向上を図るなど、地域での自主的な介護予防の取組を進めます。また、介護予防評価事業を実施し、介護予防サービス事業全体として効果的な内容であるかなどの検証を行います。

- これからの介護予防は、機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域とのつながりの中で生活できるよう、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含め、バランスよく働きかけていくことが重要とされています。これら介護予防の取組については、効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、平成29年4月からの実施を予定している新しい総合事業に再編・見直しを行います。

《施策・事業》

- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上（再掲）《新規》
- 高齢サポートにおける介護予防ケアマネジメントの実施
- 地域介護予防推進センターにおける二次予防事業対象者向けの介護予防サービスの提供
- 地域介護予防推進センターにおける一般高齢者向け介護予防サービスの提供
- 介護予防の普及・啓発
- 地域における自主的な介護予防の取組への支援
- 介護予防事業の評価の実施

（３）新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

《取組内容》

- 新しい総合事業は、要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等による多様なサービスを総合的に提供できる仕組みとして、平成27年度の介護保険制度改正により創設されるものであり、平成29年4月までに全市町村で実施することとされています。
- 本市としては、新しい総合事業への移行は平成29年4月からを予定しており、移行後も、要支援の方をはじめ、必要な方に必要なサービスを適切に提供していけるよう、現在提供されている生活支援サービスの種類や量について、全市的な調査を行い、実態をきめ細かく把握していくこととしています。この調査の結果を踏まえ、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、新しい総合事業のサービス類型、基準、報酬等を決定し、事業者の指定等の手続きを進めるとともに、市民の皆様や関係機関との協働の下、京都の地域力を生かした生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいきます。
- 現在、一次予防事業として、一般高齢者向けの介護予防サービスを、また、二次予防事業として、二次予防事業対象者向けの介護予防サービスを提供して

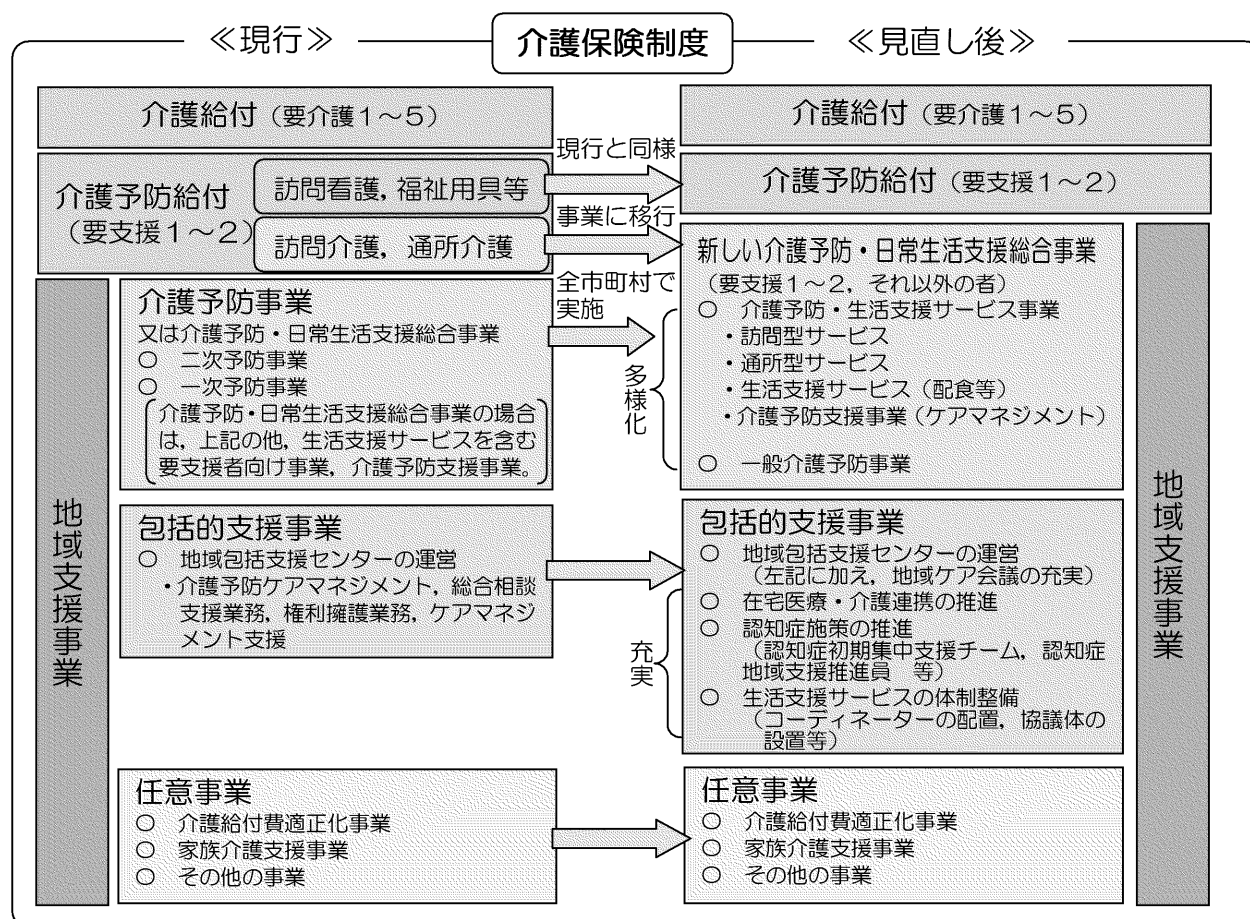
いますが、新しい総合事業の実施に伴い、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、新しい総合事業に再編・見直しを行います。

《施策・事業》

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進《新規》
- 高齢者に対する生活支援サービス実態調査の実施《新規》
- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上（再掲）《新規》
- 高齢者支え合い担い手づくり事業の推進（再掲）《新規》
- 生活支援コーディネーターの設置などによる多様な主体による生活支援サービスの提供（再掲）《新規》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供（再掲）《充実》

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業について】

■ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構成



（参考：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料）

■ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

①介護予防・生活支援サービス事業		②一般介護予防事業	
○ 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者 ① 要支援認定を受けた者 ② 基本チェックリスト該当者（事業対象者）		○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者	
事業	内容	事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常上の支援を提供	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守り提供	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定 ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。		地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

（参考：平成26年7月28日 全国介護保険担当課長会議資料）

重点取組 3：切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進

《取組方針》

住み慣れた地域で高齢者のその人らしい生活を支援していくため、「地域ケア会議」を軸として多職種の顔の見える関係を築き、医療・介護の連携を更に進めていくとともに、看取り対策をはじめとする在宅療養支援等の取組を進めていきます。

また、「小規模多機能型居宅介護」等の要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅サービスをはじめ、利用者等の様々なニーズに応えられる介護・福祉サービスの充実と、介護基盤の整備を進めていくとともに、介護・福祉分野に従事する人材の確保、定着及び育成に向けた取組を進めていきます。

更に、平成27年度の介護保険制度改正に伴う「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の創設を契機として、これまでに培われてきた京都の地域力を生かした生活支援サービスの一層の充実・強化に取り組んでいきます。

1 医療と介護の連携強化

《取組内容》

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療・介護をはじめとする多職種の協働により、その人の全体像を把握し、最適な医療や介護を提供していくことが重要であることから、医療・介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸として、在宅医療・介護連携の推進を図ります。
- 行政機関（本市、京都府等）や各関係団体によりオール京都体制で構成される京都地域包括ケア推進機構の「看取り対策プロジェクト」、「在宅療養あんしんプロジェクト」の取組を踏まえつつ、高齢者のニーズに応じた、住み慣れた地域で最期まで暮らしていくための在宅療養支援の取組を推進します。
- 身体障害者リハビリテーションセンターについて、京都市社会福祉審議会の答申等を踏まえて策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、今後のリハビリテーション行政の拠点として再整備を行い、京都府、京都地域包括ケア推進機構と連携した障害・高齢を問わない地域リハビリテーションの推進等に取り組みます。
- 難病のある高齢者に対して、保健センター・支所による相談支援を実施するとともに、専門医による医療相談等を実施します。また、精神疾患のある高齢者に対して、必要に応じて、保健センター・支所が、精神保健福祉相談や訪問指導を行い、日常生活上の指導や適切な医療につなぐなど、専門的な立場から地域で安定した生活ができるよう支援するとともに、こころの健康増進センターにおいても、相談専用電話による相談に応じ、適切な関係機関の紹介、必要に応じて面接相談、医師の診察を行います。

《施策・事業》

- 在宅医療・介護連携の推進《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進（再掲）《新規》
- 在宅医療・介護資源に関する情報の把握及び共有《新規》
- 看取り対策を含む在宅療養支援の推進《新規》
- 在宅療養あんしん病院登録システムの推進
- 地域リハビリテーション体制の充実《充実》
- 難病のある高齢者への支援
- 精神疾患のある高齢者への支援

【参考】在宅医療・介護連携の推進

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「在宅医療・介護連携の推進」が掲げられています。

各市町村においては、平成30年4月には、原則として次の事業項目すべてを実施することが求められています。

- ① 地域の医療・介護サービス資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- ③ 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等
- ④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- ⑤ 在宅医療・介護関係者の研修
- ⑥ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 二次医療圏内・関係市町村の連携

高齢者のその人らしい生活を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の連携により、高齢者の在宅生活を支援する取組を推進していく必要があります。

平成27年度から、医療・介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸に、地域の医療をはじめとする多職種の関係機関を巻き込んだ医療・介護連携を推奨・強化する取組を実施するなど、今後、医師会等との連携を図り、上記の事業項目が適切に実施できるよう、検討を進めていきます。

2 介護サービスの充実

(1) 24時間365日の支援体制の充実

《取組内容》

- 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービスから改称）」等の居宅系サービスの整備を着実に推進するとともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者のため、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備します。整備に当たっては、都道府県に新たに造成される基金を積極的に活用し、圏域における設置状況やサービス提供地域も考慮に入れながら、バランスのとれたサービス提供体制の構築を図ります。とりわけ、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等については、行政区単位での整備を進めます。
- 今回の介護保険制度改正により、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）について、在宅での生活が困難な、原則中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します。これに伴い、特別養護老人ホーム入所指針の見直しを行うとともに、各施設に対し適切な運用を指導します。
- 京都市老人福祉施設協議会や京都府介護老人保健施設協会などの関係団体と連携しつつ、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び介護老人保健施設をこれまでどおりの「介護保険施設」としてだけではなく、在宅サービスと密接につながった地域における介護サービス拠点としての機能の充実を図ります。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の新規整備については、個室・ユニットケア施設を原則とするほか、既存施設についても、個室・ユニットケア施設への改修を支援します。
- 地域住民等との協議や、運営推進会議等の開催を通じて、地域に開かれた透明性の高い運営を確保するとともに、地域の持つ課題を地域住民等と共有し、地域住民等と連携して解決に向けた取組を進めます。

《施策・事業》

- 地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等）を中心とした介護サービス基盤の充実《充実》
- 新たな財政支援制度に基づく基金を活用した基盤整備の拡充《新規》
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を、在宅での生活が困難な、原則中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化《新規》
- 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用

- 地域における介護サービスの拠点としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や介護老人保健施設の充実<新規>
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の個室・ユニットケアの推進
- 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

目標指標	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	5, 528	5, 783	5, 964	6, 105
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(505)	(650)	(766)	(824)
介護老人保健施設 (介護療養型老人保健施設を含む)	4, 172	4, 292	4, 426	4, 426
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	1, 732	2, 065	2, 191	2, 299

(2) 介護保険事業の円滑な運営

＜取組内容＞

- 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づき、利用者目線に立った介護サービス事業者の指定を適切に行うとともに、集団指導や実地指導等により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図ります。また、介護報酬の不正請求や運営基準違反が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、介護報酬の返還請求や事業者指定の取消等の必要な措置を講じます。
- 平成27年4月から、本市内のみならず事業所を有する介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監査権限が、京都府から本市に移譲されることから、この権限を有効かつ効果的に行使し、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、法定外サービスも含めてより一層の利用者保護と介護保険事業運営の適正化を進めます。
- 介護保険給付費明細通知の定期的な送付により、実績のないサービスが請求されていないことを利用者が確認できるようにすることで、不正・不当な介護報酬の請求の防止に努めます。
- 国民健康保険団体連合会による給付適正化支援業務を活用し、給付実績の縦覧点検、医療給付情報との突合及び居宅介護支援における居宅介護サービス計画費の請求の確認等を行い、適正な介護報酬の算定を行うよう、必要に応じて是正指導を行います。
- 市内の事業所・施設等に在籍する認定調査員に対する研修会等を通じて、認

定調査の公平性・中立性を確保します。また、介護認定審査会委員に対する研修の実施や合議体長による協議の場の設定を行うとともに、国が示す適切な判断方法により、公正・公平な審査判定を行います。

- 介護保険制度の要として活動している介護支援専門員が業務を的確に行えるよう、京都府介護支援専門員会とも連携を図りながら、活動を支援します。また、自立支援に資するケアマネジメントに向けた助言・指導を実施し、ケアプランの質の向上のための支援を行います。
 - 区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、これらの関係機関の連携を強化します。また、地域密着型サービスについては、運営推進会議等の開催を通じて、地域の関係者との連携の強化を図るよう支援します。
- 利用者が必要な介護サービスを適切に選択していただけるよう、分かりやすい情報提供に努めます。介護サービスの内容等を紹介したガイドブック「すこやか進行中！！」や、介護サービス事業所の所在地等を記載した「介護保険エリアマップ（事業所情報）」等により、効果的な情報発信を行います。さらに、外国籍の方や障害のある方に対しても、利用しやすい方法での情報提供を行います。加えて、市政出前トーク等を通じ、市民に対し、介護保険制度の仕組みや利用方法等を丁寧に説明し、制度理解が得られるよう努めるとともに、市民啓発を行います。
- 第1号被保険者の保険料の納付等について丁寧な説明等により市民に理解を求めるとともに、保険料徴収率向上の取組を強化します。また、保険料未納者に対しては、きめ細かな納付指導を行うとともに、保険料の負担能力を有しているにもかかわらず納付されない方に対しては、公平性の観点から財産の差押え等の厳正な対応を行います。
- 保険料の納付が困難な第1号被保険者に対しては、個別事情に応じ、きめ細かな納付相談を行うとともに、経常的に低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度を実施します。利用料については、国の基準に基づき、低所得者に対する負担軽減を行います。

《施策・事業》

- 介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施《充実》
- 介護保険給付費明細通知の送付
- 医療情報との突合・給付実績の縦覧点検の実施
- 適正な認定調査の実施
- 適正な要支援・要介護認定の実施
- 介護支援専門員への支援
- 介護サービス事業者及び関係機関との連携

- 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進
- 介護サービスの普及・啓発の推進
- 介護保険料の確実な徴収
- 低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援

(3) 介護サービスの質的向上

《取組内容》

- 介護保険施設に入所されている方の生活の質の更なる向上に向け、施設職員が利用者に寄り添い、機能訓練や排泄ケア、褥瘡^{じょくそう}予防をはじめとする処遇が適切に行われるよう、事業者に対して助言・指導を行います。また、職員の資質向上に向け、施設内外における計画的な研修の実施を促し、介護保険施設におけるサービスの質の確保を図ります。
- 長寿すこやかセンター及び京都市老人福祉施設協議会等において、介護サービスに携わる職員に対する各種研修（認知症介護関係者等の知識・技術の向上、介護指導者の養成、介護支援専門員の知識・技術の向上等）を実施し、サービスの質の向上を図ります。
- 関係機関と連携を図り、介護職員によるたん吸引等の実施のための研修・登録等の制度について、介護サービス事業者に対し、各種情報の提供を行うとともに、実地指導等の際に、適切な運用について助言・指導を行います。
- 利用者や家族からの苦情・相談については、区役所・支所での対応のほか、京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。
- 介護相談員を特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの介護保険施設等に派遣し、介護相談員が利用者や家族と施設等との間に立って両者の橋渡しを行うことで、サービス等の改善を支援します。
- 介護サービス事業者の組織運営及びサービス提供内容の透明性を高め、サービスの質の向上・改善を支援することや、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的として、本市も参画する京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構において第三者評価を推進します。さらに、本市が実施する事業者への集団指導等の機会を捉えて、受診を奨励します。
- 京都大学内に設置している京都市医工薬産学公連携支援オフィスの活動をより一層充実させ、「京都市医工薬・介護産業化センター（仮称）」を設置し、在宅・施設介護等の現場で使いやすい機器の開発等に向け、大学研究者や中小・ベンチャー企業の研究成果の事業化に取り組みます。また、健康・福祉・介護分野の研究開発プロジェクト及び事業化・製品化の取組を効果的に推進していくため、異業種交流会の設置や、公益財団法人京都高度技術研究所における事業化・コーディネート機能の強化を図ります。

《施策・事業》

- 事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援
- 介護サービス従事者に対する各種研修の実施
- 介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援
- 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
- 介護相談員派遣事業の充実
- 介護サービス事業者に関する第三者評価の推進
- 京都市医工薬・介護産業化センター（仮称）の設置《新規》
- 異業種交流会の設置《新規》
- 公益財団法人京都高度技術研究所におけるライフサイエンス分野のコーディネート機能強化《新規》

3 生活支援サービス等の充実

（１）生活支援サービスの充実

《取組内容》

- 新しい総合事業への移行後も、要支援の方をはじめ、必要な方に必要なサービスを適切に提供していけるよう、現在提供されている生活支援サービスの種類や量について、全市的な調査を行い、実態をきめ細かく把握していくこととしています。この調査の結果を踏まえ、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、新しい総合事業のサービス類型、基準、報酬等を決定し、事業者の指定等の手続きを進めるとともに、市民の皆様や関係機関との協働の下、京都の地域力を生かした生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいきます。
- ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、今後ますます電球の交換や掃除、ごみ出しなどの日常生活上の細々とした困りごとへの支援の必要性が増加していくことから、元気な高齢者をはじめとする地域住民等が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりに取り組むとともに、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の設置などを通じて、多様な生活支援サービスが提供される地域づくりを進めます。また、フォーマル・インフォーマル資源の情報について、地域ケア会議等の場における関係者間での共有や地域への情報提供を行います。
- 買い物に出かけることのできない高齢者らの玄関先に商品を届ける「移動型スーパー」や、意欲ある60歳以上のシルバー世代を積極的に雇用する「高齢

者雇用」など、様々な社会的課題をビジネスの手法で解決する社会的企業を育成するため、企業にとって大きな後押しとなる社会的信用を付与することによりその成長と発展を支援する認定制度の創設や、中長期的な観点から経営支援を行う新しいコンサルタントであるキュレーターの育成などに取り組みます。

《施策・事業》

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進（再掲）《新規》
- 高齢者に対する生活支援サービス実態調査の実施（再掲）《新規》
- 高齢者支え合い担い手づくり事業の推進（再掲）《新規》
- 生活支援コーディネーターの設置などによる多様な生活支援サービスの提供（再掲）《新規》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供（再掲）《充実》
- 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づくソーシャルビジネス（社会的企業）の育成支援《新規》

【参考】生活支援サービスの充実・強化について

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「生活支援サービスの充実・強化」が掲げられています。

各市町村においては、平成30年4月までに、市町村と連携して地域における生活支援サービスの体制整備を推進する「生活支援コーディネーター」の配置や、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を行う「協議体」の設置等を行う必要があります。

本市においては、平成27年度に、現在提供されている生活支援サービスの実態をきめ細かく把握するための全市的な調査を行うとともに、生活支援コーディネーターや協議体の設置等のための準備組織を設けるなど、今後、新しい総合事業の平成29年4月からの実施に向けて円滑に事業を進めていきます。

（２）保健福祉サービスの充実

《取組内容》

- 増加するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を支援するため、心身の状況に応じて、配食サービスの提供、日常生活用具の給付、あんしんネット119（緊急通報システム）の運用等の在宅福祉サービスを提供します。
- 所定の場所にごみを排出することが困難なひとり暮らしの要介護高齢者等の自宅の玄関先までごみの回収に何う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施します。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行います。

- 介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで援助が必要な高齢者を対象に、すこやかホームヘルプサービスやすこやかショートステイサービスを実施し、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。
- 家族等介護者支援に向け、在宅で重度の寝たきりの高齢者や認知症の人を介護している低所得の家族を対象とする家族介護用品給付事業や長寿すこやかセンターで実施している福祉用具を活用した研修を実施するとともに、引き続き、家族介護者向けの「医療的ケア・口腔ケア実践講習会」を実施します。また、介護者の急な疾病等により緊急に短期入所生活介護の利用が必要となったときに利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）を実施します。
- 京都府歯科医師会との連携の下、セルフケアが困難な主に施設入所中の要介護高齢者等の口腔ケアの向上を図るため、出張歯科検診等を実施します。
- 養護老人ホームや軽費老人ホームに対して、入居されている方が、安心して暮らし続けられるよう、運営上の助言や施設の取組等に対する支援を行います。
- 軽費老人ホームや養護老人ホーム・盲養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の耐震化、老朽化、スプリンクラー設備等の防災対策について、条件の整った施設から対策を進めるとともに、必要な指導・助言等の支援を行います。また、入所系施設に加えて、通所系施設や新耐震基準が施行される以前の既存建築物を活用する新施設についても、耐震化を義務付けます。
- 年金受給権のない高齢外国籍市民を対象に、本市独自の制度として実施している高齢外国籍市民福祉給付金支給事業について、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として継続するとともに、国に対して無年金者の救済を制度的に解決するよう引き続き要望します。

《施策・事業》

- 在宅福祉サービスの推進
- あんしんネット１１９（緊急通報システム）事業の推進（再掲）
- ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施
- すこやか生活支援介護予防事業の実施
- 家族等介護者支援の推進
- 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の推進
- 口腔ケアの推進（再掲）
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営や取組等への支援
- 高齢者福祉施設の耐震化、老朽化、防災対策の推進《充実》
- 高齢外国籍市民への支援

4 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成

《取組内容》

- 介護職員の労働環境や処遇の改善が更に進むよう、他の自治体とも連携を図りながら、国に要望します。
- 介護・福祉事業所の人材確保を一層推進するため、各福祉職場の採用担当者を対象とした職場のPR力・採用力を高める研修を行うとともに、各福祉職場を就職希望者に開放する福祉職場オープンウィークを開催します。
- 関係団体と連携し、介護福祉士や訪問介護員等の資格を有していながら介護分野に就業していない潜在的有資格者が、介護分野で働くことができるよう取り組むとともに、介護についての社会的認知を高め、介護関連業務未経験者からも選択される業種となるよう啓発等の取組を促進します。
- 介護・福祉分野における人材確保のため、介護・福祉が魅力ある仕事として評価されるよう、京都市老人福祉施設協議会等の関係団体と連携の下、介護の日記念事業等を通じて、介護・福祉職の魅力や、やりがいについての啓発を図ります。
- 介護事業者における人事評価制度や教育体制、組織風土等の人材育成に係る現状分析や課題の解決を、よりの確かつ簡易に実施できる仕組みとして策定した人材育成プログラムを活用し、各介護事業所で就労する人材の育成・定着を促進します。
- 長寿すこやかセンターにおいて、キャリアパス対応生涯研修課程として、福祉業務に共通して求められるキャリアパスに応じた資質向上を段階的・体系的に習得するための研修を実施します。
- 市内で実施される研修の情報をインターネット配信している「京（みやこ）・福祉の研修情報ネット」を活用し、だれもが受講しやすい研修の受講環境を構築することにより、介護職員の資質向上を図ります。

《施策・事業》

- 介護職員の労働環境や処遇の改善に向けた取組の推進《充実》
- 関係機関との連携による人材確保
- 潜在的有資格者の掘り起こし《充実》
- 多様な人材の参入・参画の促進
- 介護職場の魅力発信に係る取組の推進《充実》
- 介護事業者による人材育成の支援の推進
- 介護・福祉職員の段階的キャリアアップのための研修の実施《新規》
- だれもが受講しやすい研修の受講環境の構築

重点取組４：安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進

《取組方針》

高齢者のニーズに応じた住まいが安定的に供給されるよう、高齢者すまい・生活支援モデル事業の実施やサービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービス提供のための指導の拡充など、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに係る取組を更に進めていきます。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組が進むよう普及啓発を一層推進し、バリアフリー化等のハード面と利用者への情報提供等のソフト面の両面から、高齢者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを推進していきます。

加えて、防災・防犯に係る意識や知識の高揚を図る取組を強化するとともに、特殊詐欺等の未然防止や救済等に係る高齢者等への啓発及び相談体制の充実を図ります。

更に、高齢者を介護する家族等の仕事と介護の両立支援等に加え、町内会のボランティア活動など「地域活動や社会貢献」も含めて生きがいのある充実した暮らしを送ることを支援する「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組を進めていきます。

１ 安心して暮らせる住まいづくりの推進

《取組内容》

- 要介護高齢者等の地域での生活を支える新たな取組として、空き家を活用し、低廉な「住まい」と、社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供するモデル事業（最長３年間）を市内の一部地域において実施します。モデル事業については、京都市居住支援協議会において、事業内容の検証等を行い、モデル事業の終了後においても、社会福祉法人による社会貢献事業として継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームの構築に取り組みます。
- 高齢者が長期にわたり生活する場であるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが適切に運営され、高齢者が安心して暮らせるよう、ガイドラインに基づき、定期的に必要な助言・指導を行います。
- 市営住宅が、住まいのセーフティネットとしての機能を十分発揮できるよう、エレベータの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。また、住宅のバリアフリー化改修に対しては、低利の融資制度を設けるとともに、分譲マンションの共用部分における改修助成事業や、要介護状態になるおそれのある６５歳以上の方を対象とした生活機能の維持向上や転倒事故防止のための住宅改修助成事業を実施します。
- 高齢者の状態に応じた住宅リフォームを行えるよう、京安心すまいセンター

では、センター職員及び専門家が住宅を訪問し、具体的にアドバイスを行います。さらに、住まいでの安全な暮らしに資する福祉用具について、住宅や高齢者の状態像に応じて、その方に適した福祉用具が選択していただけるよう、居宅介護支援事業者や高齢サポートが相談に応じるとともに、長寿すこやかセンターにおいても相談事業を実施します。

- 耐震診断や耐震改修等に対する助成等の支援制度により、住宅・建築物の耐震性能を向上させることで、高齢者にとって安心安全の住まいづくりを推進します。
- 高齢者の入居を拒まない住宅（すこやか賃貸住宅）の登録を促進し、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を容易に選択することができるよう情報発信するなど、高齢者の居住の安定確保を図ります。また、民間賃貸住宅において高齢者の入居が敬遠される要因である家賃の不払いや入居後の心身の状況変化に対する賃貸人の不安を解消するため、家賃債務保証制度の普及や高齢者の見守り、生活支援サービスとの連携を図ります。
- 京安心すまいセンターが実施する「すまいよろず相談」において、住宅に関する様々な相談に応じ、リフォームに役立つ情報提供を行うほか、住まいに関する様々な情報を、区役所・支所や高齢サポートに取り揃え、各種制度の紹介を行います。

《施策・事業》

- 高齢者すまい・生活支援モデル事業の実施とモデル事業終了後の展開
 《新規》
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導《充実》
- 市営住宅のバリアフリー化の推進
- 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援
- 福祉用具に関する相談の実施
- 住宅・建築物の耐震化の促進
- 民間住宅に円滑に入居するための支援
- 多様な住まいについての情報提供

2 暮らしやすい生活環境づくりの推進

《取組内容》

- 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆるものをすべての人ができる限り利用しやすいことを目指す、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進します。また、みやこユニバーサルデザインの考え方に沿った一定の基準を満たした建築物に対する表彰制度を通じて、すべての人々にとって生活しやすい環境づくりを目指します。
- すべてのひとが安心・安全、円滑に施設を利用できるよう、既存公共施設のバリアフリー化改修や駅及びその周辺道路等の重点的、一体的なバリアフリー化を推進します。
- 各区交通対策協議会等を中心に、交通安全に向けた街頭啓発や広報啓発活動を実施します。さらに、運転免許の自主返納者に対する支援を実施します。
- 高齢者をはじめだれもが安心して市バスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を促進するとともに、ノンステップバスに適した停留所への改善を図ります。
- 特定非営利活動法人等が実施するボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送事業）について、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について審査等を行う京都市福祉有償運送運営協議会を引き続き設置し、移動に制約のある方への支援を図ります。また、高齢者など、単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営について、必要な協力を行います。

《施策・事業》

- ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくりの推進
- バリアフリーに対応した機能性や仕様を持つ建築物の顕彰制度の実施
- 公共建築物等のバリアフリー化の推進
- 交通安全啓発事業の推進
- 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- 移動に制約のある方への支援

3 防災・防犯対策や消費者施策の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

《取組内容》

- 地震等の大規模災害発生時に、高齢者や障害のある方のうち自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を活用し、区役所・支所及び保健福祉局が連携のうえ、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を確保します。
- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制を推進します。
- 大規模災害が発生した場合に、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する方を受け入れる福祉避難所の事前指定先の拡充を引き続き図るとともに、実際の災害を想定した訓練の実施や施設職員向けの研修会の開催など、災害発生時における高齢者等の安心・安全の確保に取り組みます。
- 災害時において、高齢者をはじめとする幅広い被災者の生活や被災地の復旧・復興等を支援するボランティア活動が円滑に行えるよう、社会福祉協議会をはじめとする関係団体とのパートナーシップの下、ボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し、平常時からボランティアの受入環境の整備を図ります。
- 携帯電話を持たない避難行動要支援者に対する避難情報の伝達を行うため、平成26年度に改修した災害時情報配信サービス（多メディア一斉送信システム）により、条件を満たす避難行動要支援者に対して同システムを活用した避難情報の配信を行うとともに、更なる登録者の拡大を目指します。
- 自主防災組織、事業所、消防団、その他の地域団体で構成する高齢者のいのちを守るネットワークの構築を推進します。また、京都学生消防サポーター等を育成するため、必要な技術や知識を習得する研修を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- 消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火防災に関する安全指導を推進します。また、住宅用防災機器等の普及啓発にも取り組みます。
- 防犯や防災、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の様々な問題に対して、市民、地域団体、事業者、区役所・支所、学校、警察署の連携により、総合的に取り組むため、市内全227学区において立ち上げた「学区の安心安全ネットワーク」を定着・発展させるための「学区の安心安全ネット継続応援事業」を実施し、各学区の実情に応じた事業継続を応援します。
- 介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合、訪問介護員等が、救急隊が到着するまでの間、心肺蘇生法などの応急手当ができるようAED（自動体外式除細動器）の使用方法も含めた救命講習を推進しま

す。また、事業所間のネットワーク組織である「安心救急ネット京都」と連携を図り、応急手当の普及・啓発とAED設置を促進します。

- 日頃から高齢者や障害のある方と接する機会の多い、訪問介護員、介護支援専門員、民生委員・児童委員、老人福祉員等を対象に、防火・防災・救急に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

《施策・事業》

- 避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
- 地域における見守り体制の推進（再掲）
- 福祉避難所の設置の促進《充実》
- 災害ボランティアセンターの運営
- 災害時情報配信サービス（多メディア一斉送信システム）による情報配信対象者の拡大《新規》
- 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進
- 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 学区の安心安全ネット継続応援事業の実施
- 応急手当の普及・啓発
- 安心アドバイザーの養成

（２）消費者被害対策等の推進

《取組内容》

- 「京都市消費者教育推進計画」に基づき、年齢階層等に応じた消費者教育を推進し、自立した消費者を育成していきます。また、消費生活総合センターへの相談を奨励するボランティア「くらしのみほりたい」や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京（みやこ）・くらしのサポーター」による、日常生活の中での目配り・気配りなど、地域の高齢者等の見守りを行い、消費者被害の未然防止、拡大防止につなげます。相談事業については、消費生活総合センターにおいて消費生活相談、法律相談等を実施するとともに、京都府、京都府警察、京都弁護士会等の関係機関との連携を強化して事業の充実を図り、多様化・複雑化する相談事例に対処していきます。さらに、悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供します。
- 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺から高齢者を守るため、京都府警察との協力の下、高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業とタイアップした特殊詐欺手口・被害対策の啓発等を行います。

《施策・事業》

- 消費者被害を防止し、自立した消費者を養成するための消費者啓発・教育の推進《充実》
- 「くらしのみほりたい」の募集など市民との協働による見守りの仕組みづくり
- 消費者被害救済のための相談事業の推進
- 消費者被害情報等の迅速な提供
- 特殊詐欺防止のための取組の推進《新規》

4 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

《取組内容》

- 高齢者を介護する家族等が、自分を取り巻く様々な「つながり」を大切にし、仕事と家庭生活などの私生活だけでなく、町内会のボランティア活動などの「地域活動や社会貢献」も含めて、生きがいのある充実した暮らしを送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するため、家族介護者等の負担軽減のための支援や介護サービスの充実などに加え、労働者の仕事と介護の両立を推進する企業への補助金の交付やアドバイザー派遣とともに、「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBによる情報発信等を行います。

《施策・事業》

- 「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する企業への支援《新規》
- 「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組む市民や団体の発掘及び応援《新規》
- 「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBによる情報発信《新規》
- 家族等介護者支援の充実（再掲）
- 在宅福祉サービスの充実（再掲）
- 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供（再掲）
- 地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等）を中心とした介護サービス基盤の充実（再掲）《充実》
- 身近な居場所づくりの充実（再掲）《充実》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供（再掲）《充実》
- 高齢者支え合い担い手づくり事業の推進（再掲）《新規》
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づく取組の推進（再掲）